令和８年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託

公募型プロポーザル説明書

１　事業の背景及び目的

県が、「改正医療法」（令和 7 年法律第 87 号（第 2 条））第 30 条の 3 の 3 に定める地域医療構想の策定及び同法第 30 条の 4 に定める医療計画の中間見直しを行うに当たって、効率的な業務遂行と質の高い構想等策定を目的とし、必要となる調査・分析を行うとともに、地域の課題や解決の方向性等に関して、専門的見地からの提案や助言等の支援を行うものである。

２　業務概要

(1) 名称

令和８年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務

(2) 業務の内容

別紙「令和８年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

(4) 委託料上限額

35,172,060 円

なお、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税及び地方消費税率は 10%とする。

（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）

(5) 担当部署

〒630-8501　奈良県奈良市登大路町 30 番地（県庁本庁舎（主棟）３階）

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課　医療企画係

電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725

(6) 留意事項

本業務は令和 8 年度奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとする。その場合であっても、参加申込及び企画提案に要した費用は応募者の負担とする。

３　参加資格等

次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中ではないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。

(4) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年12 月奈良県告示第425 号）第２条第１項各号のいずれにも該当しないこと。

(6) 公告日から過去５年以内に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）から、医療分野における調査・分析に関する業務（調査・分析を伴うコンサルティング業務や計画策定業務を含む。）を受注し、誠実に履行した実績を有している者。

(7) 医学分野の専門的な見地から分析する必要があるため、公衆衛生学、医療政策・医療制度、医療経済学、情報学、臨床疫学等の分野に関する系統的な知識を有する医師又は、同レベルの知識・経験を持つ大学の研究者等（以下「専門職」という。）を含む事業実施体制の構築が可能な者。

(8) 次のいずれにも該当しないこと。

① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる。

② 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

⑥ 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。

⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められる。

⑧ 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。

４ 参加方法

このプロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書、企画提案書等を期限までに提出すること。

5　公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

(1) 交付場所

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課（医療企画係）（県庁主棟 3 階）

〒630-8501　奈良市登大路町 30 番地（電話番号：0742-27-8645）

(2) 交付期間

令和 8 年 2 月 24 日（火）～令和 8 年 3 月 18 日（水）

（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9 時から 12 時と 13 時から 17 時の間）

(3) 交付資料

(1)に示す場所において次の書類を交付する。

ア　公募型プロポーザル説明書

イ　業務委託仕様書

ウ　提出様式（様式 1～様式 8）及び質問票（様式 9）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載する。

※奈良県ホームページの地域医療連携課のページ上部の新着情報欄参照

6　説明会の開催

本公募型プロポーザルの実施に係る説明会は開催しない。

7　参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	①　参加申込書【様式1】 ②　事業者概要書【様式2】 ※事業者の業務案内（リーフレット等）を添付すること。 ③　業務の実施実績【様式3】 ※業務の実績については、上記3(6)の要件を満たしていることが分かるよう、具体的に記載すること。 ※業務を完了した証明の写しと実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。 ④　業務実施体制表【様式5-1】 ⑤　配置要員経歴（専門職用）【様式5-2】 ※上記3(7)の要件を満たしていることが分かるよう、具体的に記述すること。
提出部数	１部
提出期限	令和8年3月9日（月）17時必着
提出方法	提出場所への持参又は郵送による。郵送の場合は、配達されたことが確認できる方法により提出期限までに必ず到着するよう送付すること。

提出場所	〒630-8501　奈良県奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎（主棟）３階） 奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課　医療企画係 電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725
その他	①　提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 ②　書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術等として一般的に用いられる用語を除く）とし、通貨は日本国通貨に限る。 ③　電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

8　質問及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」【様式8】によりFAXで行うこと。 件名に「令和8年度新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務に関する質問」と記載すること。また、FAXを送付した際は、到着確認のための電話連絡を必ず行うこと。
提出先	奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課　医療企画係 電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725
提出期限	令和8年3月4日（水）17時（必着）
質問への回答	質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、県ホームページに掲載する。 この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。 ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

9　企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を、A4 片面で提出すること。

①　企画提案書【様式 4】

②　配置要員経歴（総括責任者用）【様式 5-3】

③　配置要員経歴（担当者用）【様式 5-4】

④　新たな地域医療構想策定に向けた提案【様式 6】

⑤　見積書【様式 7】（内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。）

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

（副本は、応募事業者名が記載された部分又は応募事業者の名称が推測されるような記載の部分を全て黒塗りにすること。また、応募事業者が判別できるロゴや用紙の使用は行わないこと。）

(3) 提出期限

令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、9 時から 12 時と 13 時から 17 時の間とする。

※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法で送付すること。郵便事故等により提出書類が期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出場所

〒630-8501　奈良県奈良市登大路町 30 番地（県庁本庁舎（主棟） 3 階）

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課　医療企画係

電話：0742-27-8645、FAX：0742-22-2725

(6) 書類作成上の留意点

【様式 6 関係】

① 国の検討会資料やガイドライン等から整理される課題認識や政策の方向性と、県の医療提供体制の現状を踏まえ、2040 年頃のあるべき姿を実現する際に今後想定される課題と解決の方向性について整理・提案すること。

② 構想区域の見直しを検討する場合において、検討の実効性を高めるために有効と考えられるデータの種類及び分析手法について提案すること。提案にあたっては、活用するデータを 3 つ以内で具体的に例示し、各データについて、選定理由、把握可能な内容や特性、分析上のメリット・デメリット等を整理した上で、構想区域の見直し検討にどのように活用できるかを明確に示すこと。また、当該データを用いた分析を適切に実施することが可能であることについて、分析に必要な専門的知見及び類似業務等の実績の有無が分かるよう記載すること。

【様式 7 関係】

① 見積りに当たっては、各業務の内訳が分かるようにし、金額は消費税及び地方消費税込みの金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）を記入すること。消費税及び地方消費税率は 10%とする。

② 委託料上限額 35,172,060 円（税込）を超えないこと。

(7) その他

・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。
・提案は、特記のない限り各提案者 1 案とする。
・文字の標準サイズは、10pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 8 pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。また、書体は任意とする。
・書類の作成に当たって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、提案者の負担とする。
・提出された企画提案書は返却しない。
・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
・提出された全ての書類は、奈良県情報公開条例に基づき情報公開の対象文書（個人情報等

は非公開）となるが、提案者に無断で公開しない。
・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

１０　企画提案書の審査

審査機関	県が設置する新たな地域医療構想等に係る調査・分析等業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。 また、審査委員会は、以下の事務を所掌する。 ①　提出された提案書の審査及び評価を行い、最適な受託者を選定すること。 ②　上記①に掲げるもののほか、プロポーザル方式の実施に必要な事項
審査方法	提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を１者選定する。 ①　審査予定日 別に通知する日時（令和8年3月24日（火）を予定） ②　実施方法（予定） 日本マイクロソフト株式会社のMicrosoft Teamsを用いたリモートでのプレゼンテーション ※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は企画提案者の負担とする。 ③　時間 １提案者当たりの説明時間は30分を予定 ・プレゼンテーションと質疑応答各15分ずつを予定 ※ただし、応募数等により時間配分を変更することがある。 ④　提案者側の出席人数について プレゼンテーションへの参加は３名までとし、主たる説明は、業務を実施する際の統括責任者（予定者）が行うこととする。 ⑤　その他 プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容に限る。 ※追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。 ※提案書の画面への共有も不可とする。

審査内容	提出された企画提案書について、次の観点から評価し、受託事業者を選定する。 ①　評点の詳細は別添１のとおりとする。 ②　提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の６割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の５割未満の項目が１項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。 ③　提案者が１者の場合、評価基準による得点が満点の６割以上で、かつ、審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の５割未満の項目が１項目以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
審査結果	決定した受託事業者の名称は、企画提案書提出者全員に対し文書により通知する。また、審査結果については以下の内容を奈良県ホームページへの掲載により公表するものとする。 ①　業務名、受託事業者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日 ②　受託事業者、提案者ごと・評価項目ごとの評価点及び合計点 （ただし、受託事業者以外の提案者名は公表しない。）
失格事項	提案者が次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。 ①　「３　参加資格等」に示した参加資格要件が備わっていないとき。 ②　参加資格確認資料、企画提案書に虚偽又は不正があったとき。 ③　提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せずその補正に応じないとき。 ④　評価項目について全ての評価項目への記載がなかったとき。 ⑤　委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。 ⑥　プレゼンテーションに不参加のとき。 ⑦　その他不正な行為があったとき。

１１　業務委託契約の締結について

(1)　１０により最優秀提案者として特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。

(2)　契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の金額を納付しなければならない。なお、奈良県契約規則（昭和 39 年５月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

(3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点と

なった事業者が企画提案書の審査において全審査委員の得点の平均が満点の 6 割以上で、かつそれぞれの評価項目で全審査委員の得点の平均が満点 5 割以上であった場合に限る。

(4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令及び奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

１２　契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約候補者と契約を締結しないものとする。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 奈良県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 下請契約等に当たって、(1)から(5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(8) 奈良県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

１３　契約の解除

契約締結後、契約の相手方が１２(1)から(8)のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

１４　留意事項

感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴

う経費積算の変更について受託事業者と県で協議を行い、県が決定する。

〈参考〉企画提案公募スケジュール（予定）

時期	内容
令和８年２月 24 日（火）	公告
令和８年３月４日（水）	質問受付期限
令和８年３月５日（木）	質問回答
令和８年３月９日（月）	参加申込書提出期限
令和８年３月 11 日（水）	参加資格審査結果通知
令和８年３月 18 日（水）	企画提案書提出期限
令和８年３月 24 日（火）	審査委員会の開催